

広島地裁 2007年4月25日

原告数 61人(原告数出所は、中国「残留孤児」国家賠償訴訟弁護団全国連絡会編『政策形成  
訴訟』2009年)

## 判決要旨

### 第1 事案の概要

本件は、中国残留孤児となった原告ら 61名が、被告において、原告らの速やかな帰国を実現させるべき義務を怠り、また、永住帰国した原告らが日本人として日本で社会生活を営んでいくために必要十分な措置を採る義務を怠り続け、これらの違法な不作為により、日本人としての幸福を追求する権利ないし日本国内において人格を発展させる権利を侵害され、精神的損害を被ったとして、それぞれ、慰謝料 3000万円等の国家賠償を求めている事案である。

本件の主たる争点は、被告に法的な早期帰国実現義務ないし生活自立援助義務があったか、これが肯定されるとして、被告が、故意又は過失により、早期帰国実現義務ないし生活自立援助義務を違法に怠ったといえるかどうかである。

### 第2 被侵害利益について

原告らの主張する「日本人としての幸福を追求する権利もしくは日本国内において人格を形成発展させる権利」は、これを直ちに不法行為法上の被侵害利益とすることはできない。しかし、原告らは、言葉の通じない異国の地に幼少の身を単身数十年にわたって残留を余儀なくされ筆舌に尽くし難い辛酸をなめ続けざるを得なかったことや、長い年月を経て日本語を理解できないなど状況適応力を失った後に帰国したため、社会生活上辛苦を重ね続けていることにより、多大の精神的苦痛を被ったもので、このような苦痛を被らないことを人格権として主張しているものと解することができ、それが具体的に特定し得るものである限りは、不法行為法上の被侵害利益に欠けるところはない。

### 第3 責任原因について

#### 1 先行行為に基づく危険の発生について

中国残留孤児となった原告らが、爾後辛酸をなめることになったのは、被告が、大量の日本人を満州へ国策として入植させた上、戦局の悪化により重大な危害が及ぶおそれがあることを熟知しながらも、満州の日本人に一切実情を伝えないばかりか虚偽の情報を流布するなどして保護策を講じなかったことによるものというべく、作為義務を基礎づける一要素たる被告の先行行為があったものと認められる。ソ連軍が中国東北地方へ侵攻したこと等も多くの中国残留孤児が生じた要因として挙げられようが、これをもって、被告の先行行為を否定することはできない。

なお、一定の要件の下に作為義務を認め、これに反する不作為につき、国家賠償法施行前の先行行為に基づく危険の現実化として生じた損害を賠償する責任を肯定したと

しても、それはあくまでも国家賠償法施行後の不作為という行為の責任を肯定したにすぎず、何ら国家賠償法附則6項の趣旨に反しない。

## 2 早期帰国実現義務違反の有無について

終戦直後から中国東北地方に残留する日本人の惨状等の情報を得ており、順次調査を行うなどして日本人が中国東北地方に多数残留していると把握していた被告としては、後期集団引揚げの終了のころまでに相当数の中国残留孤児が存在することを認識し得たところ、原告らのような子供が戦争後の中国東北地方に中国残留孤児として放置され続けると、生命、身体等に対する被害が生ずる危険のあることは見やすい道理であるから、中国残留孤児を早急に帰国させる措置を採る政治的責務があったといえる。

しかし、法的な早期帰国実現義務が認められるか否かは別途の考察を要する事柄であり、中国残留孤児全体の生活状況、個別の中国残留孤児の所在、生活状況、帰国の意向等についての認識の有無及び程度、並びに当時の社会情勢等を基礎として実際に採り得た措置等について、子細かつ総合的に検討する必要がある。

### (1) 後期集団引揚げ終了前について

後期集団引揚げ終了前については、中国残留孤児の所在等を個別に把握すること自体が極めて困難であることはもとより、通信可能な程度に特定されたものとして中国残留孤児の所在等を把握できたとしても、必要に応じた連絡を行ったり、国交のない中国側の安定的・継続的な協力を得たりすることも極めて難しかったというべく、法的な早期帰国実現義務ないし義務違反があったとはいえない。

### (2) 日中国交正常化前について

日中国交正常化前についても、国交のない中国側の協力を得るなどして、個別に中国残留孤児の所在等を把握すること自体が困難であり、香港ルート等による個別引揚げも現実的な帰国を保証するものとはいえず、被告が採っていた施策等を考慮すると、法的な早期帰国実現義務ないし義務違反があったとはいえない。

その所在及び何らかの帰国意思等を具体的に伝えるような通信があり、これを被告が把握していたような一部の原告との関係では、より慎重な検討が必要であるところ、上記諸事情を考慮すると、被告において、中国残留孤児に帰国手続の教示等の措置を採りさえすれば確実に早期永住帰国することができたといった特段の事情がある場合でない限り、早期帰国実現義務ないし義務違反があったとはいえないが、上記一部の原告についても、個別主張をするその余の原告についても、上記特段の事情があるとは認められない。

なお、未帰還者特別措置法の制定、その運用、同法施行後の調査、未帰還者留守家族等援護法の対象から除外される「自己の意思により帰還しないと認められる者」の認定等についても違法な点はない。

### (3) 日中国交正常化後について

日中国交正常化後については、外交ルートを通じた中国側の協力が飛躍的に得られ

やすくなり、また、中国残留者から日本国内への通信が活発になるとともに、中国残留孤児等から日本の関係各機関に数多くの調査依頼が寄せられている。このように中国残留孤児の調査を行うための環境が大きく好転している中で、被告としては、中国残留孤児の調査究明に努め、帰国を希望する中国残留孤児の早期帰国を実現させるべき高度の政治的責務を負っていたといえる。

しかし、日中国交正常化後、その時々国内国外の動きに応じて、様々な形態で中国残留孤児の調査究明が実施されていたことや、帰国旅費の支給を拡充する方向で施策が採られたこと等からすると、事後的にみてより優れた方途があったといえるかは格別、中国残留孤児の調査究明の観点からも、帰国を希望する中国残留孤児の早期帰国を実現させる観点からも、早期帰国実現義務違反は認められない。

原告らは、中国残留孤児の実態調査及び肉親捜しに対する被告の姿勢が消極的で違法であると主張するが、訪日調査の開始時期、期間、調査方法等についても、その余の調査についても、違法とすべき点は認められない。原告らは、帰国旅費の国庫負担制度が不十分で違法であるとも主張するが、その支給範囲、対象者、周知方法、支給手続等の点に違法とすべきところはない。原告らは、中国旅券で来日するようになった中国残留孤児が外国人として取り扱われ、身元引受人制度が中国残留孤児の帰国を妨げたとも主張するが、これらの点についても違法があったとはいえない。

### 3 生活自立援助義務違反の有無について

原告らを含めた中国残留孤児の置かれた生活状況は苦しいものといわざるを得ず、前記1の先行行為や、多くの原告らが戦後35年余りを経過した訪日調査の開始後に永住帰国することとなったことが、その大きな要因となっていることは否定し得ない。

しかし、原告らの本訴請求は、結局、戦争損害ないし戦争犠牲の補償を求めるに等しいところ、これらに対する補償の要否及び在り方は、事柄の性質上、前記政治的責務をも加味した、財政、経済、社会政策等の国政全般にわたる総合的政策判断を待って初めて決し得るものである。また、生活保障を超えたレベルで生活を支援する総合的な施策を具体化するに当たっては、国の財政事情を無視することができず、多方面にわたる複雑多様で、しかも高度に専門技術的な考察と、それに基づく政策的な判断が必要とされるところである。そして、中国残留孤児については、引揚者に対する援護という形で日中国交正常化前から一定の施策が行われていた上、日中国交正常化後には、中国残留孤児が直面する生活上の諸問題に対応する指導員が派遣されたり、帰国時のオリエンテーションが実施されたり、語学教材が支給されたりしていたところ、訪日調査の開始後には、時の社会の要請等に応じた検討が行われ、その結果を受け、日本語指導就労支援等のための、定着促進センターないし自立支援センターが設置されたり、自立支援通訳派遣事業等が実施されたりしており、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の施行後には、身元未判明孤児の就籍手続や国民年金に対しても国庫負担とされるようになり、中国帰国者支援に関する検討会の報告後には、日本

語教育を継続的に実施する等の事業を行う支援・交流センターが設置されている。

そうすると、中国残留孤児については、その時々状況に応じ、日本における生活を支援するために必要と考えられた措置が採られているといえ、それらが著しく合理性を欠いたり明らかに裁量を逸脱・濫用したりしているとは認められず、法的な義務に違反し違法の瑕疵を帯びるものではない。

原告らは、現に行われた就業及び言語に関する施策の結果が事後的にみて悪かったと主張し、住居、家族、自立支援金及び年金に関する実際の施策が不十分であったとも主張するが、違法とまでは評価し難い。中国残留孤児の居住地の決定についても、就籍費用の負担についても、著しく合理性を欠く点や明らかに裁量を逸脱・濫用した点は認められない。

なお、北朝鮮による拉致被害者に対する支援と中国残留孤児に対する支援の差異は、拉致被害者が置かれている特殊な諸事情を踏まえた立法府による匡政全般にわたる総合的政策判断の上に立った広範な裁量によるものであり、それにより中国残留孤児への施策が直ちに著しく合理性を欠いたり明らかに裁量を逸脱・濫用したりするものとなるわけではない。

#### 4 その余の根拠に基づく作為義務の有無について

憲法（国民主権，13条，22条，25条1項，26条1項，27条1項），法律（各種省庁設置法，未帰還者留守家族援護法，未帰還者特別措置法，中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律）及び条約（ジュネーブ条約，平和条約，B規約）により，作為義務（早期帰国実現義務ないし生活自立援助義務）が確認されているとの原告らの主張は採用できない。